

# 令和6年度 保育所園児募集

保育所園児を  
次のとおり募集します。

なお、現在通園されており、引き続き同じ保育所へ  
通園される場合は、今回の申込みは必要ありません。

## 保育所とは

保護者が仕事または病気等のため、お子さまを家庭で十分に保育できない場合に、保護者に代わってそのお子さまを保育する児童福祉施設です。

## 募集対象者

0歳(令和6年4月現在で、生後6か月を経過している乳児)から  
小学校就学前までのお子さま

## 受付期間

11月6日(月)～11月20日(月) 午前9時～午後5時まで

※土日祝日を除く

※11月8日(水)、16日(木)、20日(月)は午前9時～午後8時まで

## 受付場所

子育て福祉健康課 窓口

## 入所手続き

入所申込書は、子育て福祉健康課、内原・志賀の各保育所およびクエッコランドに用意  
しています。

必要事項をご記入のうえ、上記の受付期間内に必要書類をすべてそろえてから提出して  
ください。また、現在通園されている園児の皆さまでも、保育所を変更したい場合は、こ  
の申込みが必要です。

広域入所(町外保育所)を希望される皆さまも、この期間に入所の申込みをお願いします。

1月以降に『支給認定現況届』を提出していただく予定にしています。この現況届で、  
保育を必要とする事由や状況に引き続き該当していることを確認し、新年度の入所を決定  
します。

※入所募集は、11月20日(月)で締め切りますが、定員に余裕がある場合は、12月以降も入  
所の受付を行います。

## 入所決定

入所申込書の書類審査等により、家庭の状況を総合的に判断し、保育を必要とする程度  
の高い方から優先的に決定します。

なお、電話などによる事前の照会をご遠慮ください。

【お問い合わせ先】 子育て福祉健康課(TEL: 63・3801)



## Jアラートの試験放送について

Jアラートによる緊急情報伝達の試験放送を行います。

### 内容

(上りチャイム)

「これはJアラートのテストです」(3回)

「こちらは防災日高町です」

(下りチャイム)

### 日時

11月15日(水) 午前11時

### 【お問い合わせ先】

総務課(TEL: 63・2051)



# 11月は「児童虐待防止月間」です

「虐待」は次の4つに分類されます。

## 身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、やけどを負わせる など

## 性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノ写真を見せたり被写体として写真を撮る など

## ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、学校に登校させない、重い病気になっても病院へ連れて行かない、育児知識不足によりミルクの量が不適切、乳幼児を家に残したまま度々外出する、パチンコに熱中して子どもを自動車内に放置する など

## 心理的虐待

大声で怒鳴ったり言葉による脅し、子どもの自尊心を傷つけるような言動、無視、きょうだい間での差別的扱い、配偶者等への暴力や暴言を子どもが目撃する など

虐待の事実を確認していなくても、「心配だ」「疑わしい」と思った時は、以下の相談先・連絡先にご連絡ください。

**相談者や近隣の方からの通報の情報は堅く守られます。虐待の事実がないと分かってても、責任は問われません。**

あなたの1本の電話で救われる子どもがいます。



## 子育て中のみなさんへ

子どもが言うことを聞かないために、つきつく叱る、叩いてしまったなど、子どもへの接し方に悩むことはありませんか。ひとりで悩まず、誰かに話を聞いてもらうことや専門機関に相談することで、解決策が見つかるかも知れません。

### 【相談先・連絡先】

子育て福祉健康課(TEL: 63・3801)

児童相談所 相談専用ダイヤル(TEL: 0120・189・783(通話料無料))

児童相談所 虐待対応ダイヤル(TEL: 189(通話料無料))

※事件性のある場合は、迷わず警察へ(TEL: 110)

## 令和5年11月1日現在で、 2023年漁業センサスを実施します。

調査員がお伺いしましたら、ご協力をお願いします。

### 【お問い合わせ先】

企画まちづくり課(TEL: 63・3806)



漁業センサス